

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月18日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成20年4月1日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、平成25年4月以降、B所在の会社C営業所において、営業所長として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年3月27日、部下の運転する営業車に同乗して顧客先に向かう途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、翌28日、D医療機関に受診し、「頸椎捻挫、右腰部打撲傷、両足関節打撲傷」と診断され、同年4月3日、E医療機関に受診し、「脳震盪、外傷性頸部症候群」と診断され、同月22日、F医療機関に受診し、「外傷性頸肩症候群、右肩関節捻挫、腰部打撲傷、右足関節捻挫、左腓骨遠位端骨折」と診断され、療養の結果、同年9月30日治癒（症状固定）した。

なお、請求人は、上記傷病について、同年10月1日以降の療養補償給付を請求したところ、監督署長は支給しない旨の処分をしたため、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は平成30年7月11日付けで棄却している（平成29年労第354号事件。以下「前回裁決」という。）。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、次のとおり、左足関節の可動域制限があるのは、左腓骨遠位端骨折によるものであること、また、骨折の事実が認められなくても、画像上確認することが困難な他覚的所見が存するものとして扱うべきであると述べているので、以下検討する。

ア 骨折の有無等について

請求人が主張する左腓骨遠位端骨折については、前回裁決で骨折の所見は認められないと判断しており、請求人の主張は採用することができない。

イ 左足の神経症状について

請求人は、左足の症状として、「左足首にツーンとするような痛みがある。」と述べている。また、平成27年9月27日付け診断書において、G医師は「左足関節痛」、平成28年4月1日付け意見書においてH医師は「両足関節痛」と述べていることが認められる。

しかし、両医師の意見によると、上記部位の診断病名は「打撲傷」であり、他覚的所見がないことを勘案すると、左足関節痛が治癒後も継続しているこ

とは医学的見地からは考えられないことから、請求人が主張する足の痛みについては、本件災害による障害ということはできない。

ウ 左足の機能障害について

左足関節の可動域制限については、上記アのとおり請求人が当該障害の原因と主張する左腓骨遠位端骨折の所見はなく、他覚的所見が認められないことから、左下肢の機能障害は、本件災害による障害ということはできない。

エ 以上のことから、請求人が主張する、左下肢の神経症状及び機能障害については、本件災害による障害ということはできない。

(2) したがって、請求人に残存する障害は、決定書に説示するとおり、頸部、右肩から右上肢にかけての神経症状のみであり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当し、障害等級第14級を超えるものとはいえない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月30日